

株式会社きらり.コーポレーション 危機管理規程

(目的)

第1条

この規程は、従業員の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態、及び会社運営に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある緊急事態(以下「緊急事態等」という。)に迅速かつ的確に対応することにより、これを未然に防止し、又は被害拡大の抑止を図るための社内の体制について定めることを目的とする。危機管理規程を制定し、平時から万一の事故や災害などの発生に備え、各種対応方法・安全対策に積極的に取り組んでいます。

(体制整備)

第2条

会社は、緊急事態等に迅速かつ的確に対応するため、必要に応じて、所要の体制を整備する。

- (1) 緊急事態等に係る情報の総括に関すること。
- (2) その他緊急事態等に関し重要な事項

(事務局の設置)

第3条

緊急事態等に対応するとともに、次条に掲げる事務を行うため、危機管理事務局(以下「事務局」という。)を置く。

- (1) 事務局長は代表取締役、事務局次長は取締役をもって充てる。
- (2) 事務局に会社内の連絡調整のための危機管理連絡員は従業員をもって充てる。
- (3) 事務局を設置し、社内の情報を集約・共有することにより危機の予防策を講じ、発生時のすみやかな收拾と再発防止に努めます。

(事務局の所掌事務)

第4条 事務局は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 緊急事態等に係る初期対策の検討に関すること。
- (2) 緊急事態等に関する情報及び資料の収集に関すること。
- (3) 緊急事態等の把握及び情報の管理に関すること。
- (4) 緊急事態等に関する連絡調整に関すること。

(5) その多目的を達成するために必要な事項

(説明責任)

第5条

私どもを取り巻く、お客さま・取引先・従業員はもちろん、社会に対して株式会社きらり・コーポレーションの経営方針・事業活動などの企業情報を積極的かつ的確に発信します。

万が一不正行為等が発生した際には、隠ぺい・改ざんすることなく、真摯に説明責任を果たします。

(社会的信用)

第6条

創業以来大切にしてきた「信頼」を重視し、今後もお客様のニーズに答えるサービスを提供するため、誠実に情報提供することはもちろん、社会的信用の向上を目指し、定期的に業務の改善・革新に努めてまいります。

(事業継続計画)

第7条

事業継続計画を策定・改善を常に行います。

災害発生等緊急時の混乱や事業資産の損害を最小限にとどめることで、引き続き事業を継続、または早期の復旧に努めます。

(コンプライアンス)

第8条

法令などの社会的規範はもちろん、社内規程等もよく遵守するよう、遵法精神の向上に努めております。

定期的に研修を実施し、実施状況を会議で報告することで、従業員に意識を浸透させています。

事務局を中心に監視を行い、信頼される企業であり続けるための企業努力を進めています。

附則

この規程は、平成31年3月1日から施行する。